

とっとり農業体験事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とっとり農業体験事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業や農村に関心を持つ県内外に在住する若者等が、試験的に農業を体験しながら市内に滞在することを支援することにより、地域の活性化を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業体験 とっとり農業体験事業実施要領（平成22年1月4日制定。以下「要領」という。）第2条に規定する農業体験事業により行う農業体験をいう。
- (2) 農業体験者 要領第2条に規定する農業体験者をいう。
- (3) 農業体験者受入先 要領第2条に規定する農業体験者受入先をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第7条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象事業ごとに、同表第4欄に掲げるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付の条件)

第8条 市長は、本補助金（別表第1欄に掲げる事業のうち、とっとり農業体験者受入助成事業に係るものを除く。以下この条において同じ。）の交付の決定をする場合においては、本補助金の交付の決定を受けた農業体験者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された本補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

- (1) 農業体験を開始した日から1年を経過した日以降に中止したとき。
- (2) 農業体験修了後市内で就農しないとき。
- (3) 農業体験を修了した日から3年以内に離農したとき。
- (4) 農業体験を修了した日から3年以内に市内での営農を中止したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。

(異動等の届出)

第9条 補助対象者は、前条各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、本補助の交付に係る事業の完了、中止若しくは廃止の日から起算して20日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月24日から施行し、平成28年度の事業から施行する。